

厚生労働省設置法の一部を改正する法律案 参照条文

目次

○ 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（抄）

1

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

1

○ 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）（抄）

（厚生労働審議官）

第五条 厚生労働省に、厚生労働審議官一人を置く。

2 厚生労働審議官は、命を受けて、厚生労働省の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理する。

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（事務次官及び庁の次長等）

第十八条 各省には、事務次官一人を置く。

2・3 （略）

4 各省及び各庁には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、法律（庁にあつては、政令）でこれを定める。